



佐賀県公報

平成17年
12月1日
(木曜日)
号外第2号

○規則

目次

規則

(◎印は、県例規集に登載するもの)

○佐賀県規則第百三十五号

佐賀県知事 古川康

康

◎佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (一三五・職員課) 一

人事委員会事項

◎職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員等の
給料の切替え等に関する規則

(規則・三八) 三

◎平成十七年改正給与条例の施行の日において昇格又は降格をした
職員の特例に関する規則

(規則・三九) 四

◎平成十七年十二月に支給する期末手当の特例措置に関する規則 (〃・四〇) 五

(〃・四一) 六

◎給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

(〃・四二) 七

◎初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

(〃・四三) 八

◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

(〃・四四) 九

◎特地勤務手当等支給規則の一部を改正する規則
東部工業用水道事項

(規程・一) 三

◎佐賀県東部工業水道に勤務する職員の給与及び旅費に関する規程
の一部改正

(規程・二) 三

公布された規則のあらまし

○佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (規則第一三五号)

- 1 紙料表の全給料月額を改定することとした。(別表第一関係)
- 2 紙料の調整額の調整基本額を改定することとした。(別表第七関係)

- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
佐賀県現業職員の給与に関する規則 (昭和三十七年佐賀県規則第九十一号)
の一部を次のように改正する。
別表第一を次のように改める。

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
この規則は、公布の日から施行することとした。

平成十七年十二月一日

別表第一（第2条関係）

現業職給料表

| 職員の区分 | 職務の級 号 級 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 |
|-------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| 再任 | 1 | 円 — | 円 164,500 | 円 183,100 | 円 200,600 | 円 225,600 | 円 253,800 |
| | 2 | 円 120,200 | 円 171,200 | 円 189,000 | 円 206,600 | 円 232,500 | 円 261,000 |
| | 3 | 円 123,900 | 円 177,100 | 円 194,800 | 円 212,800 | 円 239,400 | 円 268,300 |
| | 4 | 円 127,700 | 円 183,100 | 円 200,500 | 円 219,300 | 円 246,500 | 円 276,300 |
| | 5 | 円 131,500 | 円 188,400 | 円 206,500 | 円 225,500 | 円 253,100 | 円 284,300 |
| | 6 | 円 135,600 | 円 193,300 | 円 212,700 | 円 232,200 | 円 259,900 | 円 292,500 |
| | 7 | 円 140,300 | 円 198,300 | 円 219,200 | 円 238,400 | 円 266,500 | 円 300,900 |
| | 8 | 円 145,100 | 円 203,600 | 円 225,000 | 円 244,200 | 円 272,700 | 円 309,000 |
| | 9 | 円 151,000 | 円 208,800 | 円 231,100 | 円 249,800 | 円 278,400 | 円 316,900 |
| | 10 | 円 157,000 | 円 213,800 | 円 236,900 | 円 255,600 | 円 283,800 | 円 324,400 |
| 用職 | 11 | 円 164,200 | 円 219,200 | 円 242,400 | 円 260,900 | 円 289,200 | 円 331,900 |
| | 12 | 円 170,900 | 円 224,200 | 円 248,000 | 円 266,000 | 円 294,500 | 円 338,900 |
| | 13 | 円 176,600 | 円 229,000 | 円 253,000 | 円 271,000 | 円 299,800 | 円 345,900 |
| | 14 | 円 182,100 | 円 233,800 | 円 258,100 | 円 275,900 | 円 304,700 | 円 351,900 |
| | 15 | 円 186,800 | 円 238,600 | 円 262,900 | 円 280,600 | 円 309,300 | 円 358,000 |
| 員以 | 16 | 円 191,200 | 円 242,700 | 円 267,400 | 円 285,300 | 円 313,800 | 円 363,900 |
| | 17 | 円 195,600 | 円 246,700 | 円 272,100 | 円 289,200 | 円 318,000 | 円 369,500 |
| | 18 | 円 199,400 | 円 250,400 | 円 276,700 | 円 292,700 | 円 322,300 | 円 374,800 |
| | 19 | 円 203,000 | 円 253,600 | 円 281,000 | 円 295,900 | 円 326,300 | 円 379,700 |
| | 20 | 円 205,900 | 円 255,900 | 円 284,600 | 円 298,800 | 円 329,900 | 円 384,200 |
| 外の職員 | 21 | 円 208,900 | 円 258,000 | 円 287,200 | 円 301,600 | 円 333,300 | 円 388,600 |
| | 22 | 円 211,700 | 円 259,900 | 円 289,400 | 円 304,200 | 円 336,400 | 円 392,700 |
| | 23 | 円 214,500 | 円 261,200 | 円 291,700 | 円 306,900 | 円 338,800 | 円 395,900 |
| | 24 | 円 217,200 | 円 262,600 | 円 293,700 | 円 309,300 | 円 341,300 | |
| | 25 | 円 219,500 | 円 264,200 | 円 295,700 | 円 311,700 | 円 343,500 | |
| 再任用職員 | 26 | 円 221,600 | 円 265,900 | 円 297,600 | 円 313,700 | 円 345,900 | |
| | 27 | 円 223,700 | 円 267,500 | 円 299,400 | 円 315,800 | 円 348,100 | |
| | 28 | 円 225,900 | 円 269,200 | 円 301,300 | 円 317,700 | | |
| | 29 | 円 227,800 | 円 270,700 | 円 303,100 | 円 319,900 | | |
| | 30 | 円 229,800 | 円 272,300 | 円 305,000 | 円 322,100 | | |
| | 31 | 円 231,700 | 円 273,900 | 円 306,800 | 円 324,100 | | |
| | 32 | 円 233,300 | 円 275,600 | | | | |
| | 33 | | 円 277,100 | | | | |
| 再任用職員 | | 円 192,700 | 円 204,200 | 円 211,500 | 円 227,800 | 円 253,100 | 円 285,900 |

別表第七中「5,427円」を「5,409円」に、「5,593円」を「5,575円」に、「5,764円」を「5,746円」に、「9,200円」を「9,100円」に改め。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(最高号給を超える給料月額の切替え等)
- 最高号給を超える給料月額の切替え等、この規則の施行の日前の異動者の号給等の調整及び職員が受けている号給等の基礎については、佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第六十八号)に基づく一般職員の例によるものとする。

○ 人事委員会事項

職務の級における最高の号級を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等に関する規則をこのに公布する。

平成十七年十一月一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

- 佐賀県人事委員会規則第三十八号
- 職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等に関する規則
- (最高号給を超える給料月額の切替え等)

- 第一条** 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第六十八号)又は佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第六十九号)の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号。以下「県職員給与条例」という。)別表第一から別表第四まで又は佐賀県公立学校職員給与条例(昭和三十二年佐賀県条例第四十四号。以下「学校職員給与条例」という。)別表第一から別表第四までの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額(学校職員給与条例別表第一の備考の(2)又は別表第二の備考の(2)の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下この条において同じ。)を受けていた職員の施行日における給料月額(以下「新給料月額」という。)は、次のように算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額

その者の施行日の前日における
給料月額(以下「旧給料月額」)
— 属する職務の級における最高の
号給の額

施行日の前日における
給料月額(以下「新給料月額」)
— 属する職務の級における最高の
号給の額

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額

第二条 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の県職員給与条例第四条第八項ただし書若しくは学校職員給与条例第六条第八項ただし書の規定又は佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例(平成十二年佐賀県条例第四十八号)附則第三項から第五項まで若しくは佐賀県公立学校給与条例の一部を改正する条例(平成十二年佐賀県条例第四十九号)附則第四項の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間)をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

(任期付職員条例第七条第三項の規定による給料月額の切替え)

第三条

施行日の前日において一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する

する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第七条第三項の規定による給料月額を受けていた職員の新給料月額は、次の式により算定した額とする。

その者の施行日の前日における給料月額

-913,000円

132,000円 × _____ + 911,000円

132,000円

(任期付研究員条例第五条第四項の規定による給料月額の切替え)

第四条 施行日の前日において一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第三号)第五条第四項の規定

による給料月額を受けていた職員の新給料月額は、次の式により算定した額とする。

その者の施行日の前日における給料月額

-870,000円

108,000円 × _____ + 868,000円

108,000円

(特定の職員の号給等の切替え等)

第五条 学校職員給与条例別表第一又は別表第二の給料表の適用を受けていた職員で、施行日の前日までに県職員給与条例別表第一の給料表の適用を受けることとなり、引き続き施行日に同表の適用を受けるものの施行日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算する期間は、第一条及び第

二条の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て定めるものとす。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等に関する規則の廃止)

2 職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等に関する規則(平成十五年佐賀県人事委員会規則第十八号)は、廃止する。

平成十七年改正給与条例の施行の日において昇格又は降格をした職員の特例に関する規則を以て公布する。

平成十七年十二月一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第三十九号

平成十七年改正給与条例の施行の日において昇格又は降格をした

職員の特例に関する規則

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第六十八号)又は佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第六十九号)の施行の日に昇格又は降格をした職員(佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和六十年佐賀県人事委員会規則第十一号)第二条第一号に規定する職員をいう。)については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けたこととなる給料月額を同日前日に受けたものとみなして同規則第二十三条又は第二十四条の規定を適用する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

平成十七年十二月に支給する期末手当の特例措置に関する規則をここに公布する。

平成十七年十二月一日

号外第2号

◎佐賀県人事委員会規則第四十号

平成十七年十二月に支給する期末手当の特例措置に関する規則
(改正条例附則第五項第二号に掲げる額を調整額に含めない職員)

第一条 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第六十八号。以下「改正県職員給与条例」という。)附則第五項及び佐賀県

公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第六十九号。以下「改正学校職員給与条例」という。)附則第五項の人事委員会規則で定める職員は、平成十七年六月に期末手当及び勤勉手当を支給された職員のうち、同月一日から同年十二月一日(同月に支給する期末手当について

改正県職員給与条例第一条の規定による改正後の佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)第十六条の五第六項及び第十七条第一項後段並

びに改正学校職員給与条例第一条の規定による改正後の佐賀県公立学校職員給与条例(昭和三十二年佐賀県条例第四十四号)第二十条第一項及び第二十

二条第六項の規定の適用を受ける職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)までの期間引き続き在職した職員(同年六月一日(同日前一箇月以内に退職した職員であつて、同月に支給された期末手当及び勤勉手当について改正県職員給与条例第一条の規定による改正前の佐賀県職員給与条例第十六条の五第六項、第十七条第一項後段若しくは第十七条の四第一項後段又は改正学校職員給与条例第一条の規定による改正前の佐賀県公立学校職員給与条例第二十条第一項後段、第二十一条第一項後段若しくは第二十二条第六項の規定の適用を受けたものにあつては、

当該退職した日)から基準日までの期間において、職員から人事交流等によ

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

一 佐賀県職員給与条例又は佐賀県公立学校職員給与条例の適用を受ける職員

二 佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年佐賀県条例第五十九号)の適用を受ける職員

三 佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十二年佐賀県条例第六号)の適用を受ける職員

四 国家公務員

五 佐賀県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年佐賀県条例第五十九号。以下「退職手当条例」という。)第七条第五項第二号に規定する地方公共団体等の職員

六 退職手当条例第七条第五項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員

七 公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例(平成十三年佐賀県条例第四十六号)第十三条第一号に規定する退職派遣者

(新たに職員となつた者の改正条例附則第五項第一号の給料等の月額の算定の基準となる日の特例)

第二条 改正県職員給与条例附則第五項第一号及び改正学校職員給与条例附則第五項第一号の人事委員会規則で定めるものは、平成十七年四月一日から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続い

て勤務した後、引き続いて職員となつた者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。)以外の職員とする。

り引き続いて次の各号に掲げる者となり、引き続い当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となつた者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。)以外の職員とする。

2

項第一号の人事委員会規則で定める日は、平成十七年四月一日から基準日までの期間における新たに職員となつた日（当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となつた場合における当該日を除く。）のうち最も遅い日とする。

（在職しなかつた期間等がある職員の改正条例附則第五項第一号の月数の算定）

第三条 改正県職員給与条例附則第五項第一号及び改正学校職員給与条例附則第五項第一号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 職員として在職しなかつた期間（基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であつて、平成十七年四月一日から基準日までの間ににおいて、職員が人事交流等により引き続いて第一条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の属する月の前月までの間の中途において、同条第一号から第三号までに掲げる者（以下この号及び次条において「佐賀県公立学校職員等」という。）であつた者から人事交流等により引き続き新たに職員となつた場合における新たに職員となつた月の初日から新たに職員となつた日の前日までの期間のうち佐賀県公立学校職員等として勤務した期間（同項において「佐賀県公立学校職員等期間」という。）を除く。）

二 休職期間（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項の規定により休職にされていていた期間（給料の全額を支給されていなかった期間を除く。）及び職員の分限に関する条例（昭和二十七年佐賀県条例第十八号）第二条各号のいずれかに該当して休職にされていた期間（給料

の全額を支給されていた時間を除く。）をいう。）、専従休職期間（地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）、大学院修学休業期間（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。）、外国派遣職員期間（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和六十三年佐賀県条例第三号）第二条第一項の規定に

より派遣されていた期間（給料の全額を支給されていた時間を除く。）をいう。）、育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第二条の規定により育児休業をしていた期間をいう。）又は公益法人等派遣期間（公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例第二条第一項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給されていた時間を除く。）をいう。）

三 停職期間（地方公務員法第二十九条第一項の規定により停職にされたいた期間を除く。）

四 佐賀県職員の育児休業等に関する条例（平成四年佐賀県条例第二号）第十条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年佐賀県条例第十八号）第二十四条第三項、職員の修学部分休業に関する条例（平成十七年佐賀県条例第七号）第三条又は常利企業等の従事制限の許可基準等に関する規則（昭和二十六年佐賀県人事委員会規則第十二号）第三条第二項の規定により給与を減額されていた期間

五 佐賀県職員給与条例第十二条又は佐賀県公立学校職員給与条例第十三条の規定により給与を減額されていた期間

2 改正県職員給与条例附則第五項第一号及び改正学校職員給与条例附則第五項第一号の人事委員会規則で定める月数は、平成十七年四月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

一 前項第一号、第二号又は第四号に掲げる期間（佐賀県公立学校職員等期間のある月にあつては、同項第二号又は第四号に掲げる期間に相当する期

間を含む。)のある月

二 前項第三号又は第五号に掲げる期間（佐賀県公立学校職員等期間のある月にあつては、同項第三号又は第五号に掲げる期間に相当する期間を含む。）のある月（前号に該当する月を除く。）であつて、その月について支給された給料の額（佐賀県公立学校職員等期間のある月にあつては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額）が改正県職員給与条例附則第五項第一号又は改正学校職員給与条例附則第五項第一号に規定する合計額に百分の○・四を乗じて得た額（第四条において「附則第五項第一号基礎額」という。）に満たないもの

（端数計算）

第四条 附則第五項第一号基礎額又は改正県職員給与条例附則第五項第二号若しくは改正学校職員給与条例附則第五項第二号に掲げる額に一円未満の端数

を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（雑則）

第五条 この規則に定めるもののほか、平成十七年十二月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（平成十五年十二月に支給する期末手当の特例措置に関する規則の廃止）

2 平成十五年十二月に支給する期末手当の特例措置に関する規則（平成十五年佐賀県人事委員会規則第十九号）は、廃止する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

平成十七年十二月一日

●佐賀県人事委員会規則第四十一号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和三十二年佐賀県人事委員会規則第十二号）

の一部を次のように改正する。
別表第二を次のように改める。

別表第二 調整基本額表（第2条関係）

イ 行政職給料表

| 職務の級 | 調整基本額 |
|------|----------------------|
| 1級 | 5,100円 |
| 2級 | 6,500円 |
| 3級 | 8,500円。ただし、1号給8,271円 |
| 4級 | 9,700円 |
| 5級 | 10,200円 |
| 6級 | 10,800円 |
| 7級 | 11,200円 |
| 8級 | 11,800円 |
| 9級 | 12,800円 |
| 10級 | 13,500円 |
| 11級 | 15,400円 |

ロ 公安職給料表

| 職務の級 | 調整基本額 |
|------|--|
| 1級 | 8,100円。ただし、2号給7,029円、3号給7,326円、4号給7,645円、5号給7,956円 |
| 2級 | 9,000円。ただし、2号給7,717円、3号給8,041円、4号給8,451円、5号給8,896円 |
| 3級 | 9,800円。ただし、2号給8,905円、3号給9,265円、4号給9,630円 |
| 4級 | 10,600円。ただし、1号給10,363円 |
| 5級 | 11,200円 |
| 6級 | 11,900円 |
| 7級 | 12,200円 |
| 8級 | 12,700円 |
| 9級 | 13,200円 |
| 10級 | 13,900円 |

ハ 医療職給料表（二）

| 職務の級 | 調整基本額 |
|------|--------------------------------|
| 1級 | 6,100円 |
| 2級 | 8,000円。ただし、2号給7,924円 |
| 3級 | 9,600円。ただし、1号給9,211円、2号給9,531円 |
| 4級 | 10,200円 |
| 5級 | 11,100円 |
| 6級 | 11,900円 |
| 7級 | 13,000円 |

二 医療職給料表（三）

| 職務の級 | 調整基本額 |
|------|--|
| 1級 | 8,000円。ただし、2号給6,817円、3号給7,069円、4号給7,330円、5号給7,609円、6号給7,974円 |
| 2級 | 9,900円。ただし、2号給8,023円、3号給8,401円、4号給8,820円、5号給9,072円、6号給9,337円、7号給9,603円 |
| 3級 | 10,200円。ただし、1号給9,909円 |
| 4級 | 10,600円 |
| 5級 | 11,000円 |
| 6級 | 12,400円 |

ホ 高等学校等教育職給料表

| 職務の級 | 調整基本額 |
|------|--|
| 1級 | 9,300円。ただし、2号給6,615円、3号給6,889円、4号給7,213円、5号給7,569円、6号給7,969円、7号給8,419円、8号給8,716円、9号給9,013円 |
| 2級 | 11,600円。ただし、2号給8,572円、3号給8,883円、4号給9,193円、5号給9,526円、6号給9,882円、7号給10,372円、8号給10,890円、9号給11,412円 |
| 3級 | 12,700円（学校職員給与条例別表第一の備考の（二）に定める職員にあつては、12,900円） |
| 4級 | 14,000円 |

ヘ 中学校・小学校教育職給料表

| 職務の級 | 調整基本額 |
|------|---|
| 1級 | 8,400円。ただし、2号給6,615円、3号給6,889円、4号給7,213円、5号給7,569円、6号給7,969円 |
| 2級 | 11,500円。ただし、2号給7,308円、3号給7,681円、4号給8,082円、5号給8,572円、6号給8,883円、7号給9,193円、8号給9,526円、9号給9,882円、10号給10,372円、11号給10,890円、12号給11,412円 |
| 3級 | 12,200円（学校職員給与条例別表第二の備考の（二）に定める職員にあつては、12,500円）。ただし、1号給12,114円（同表の備考の（二）に定める職員にあつては、12,474円） |
| 4級 | 13,600円 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

◎佐賀県人事委員会規則第四十二号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年佐賀県人事委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表(第6条関係)

| 期間の区分 | 職員の区分 | 1種 | 2種 | 3種 |
|------------|-------|----------|----------|----------|
| 1年未満 | 1年未満 | 306,900円 | 268,500円 | 216,000円 |
| 1年以上2年未満 | 1年未満 | 306,900 | 268,500 | 216,000 |
| 2年以上3年未満 | 1年未満 | 306,900 | 268,500 | 216,000 |
| 3年以上4年未満 | 1年未満 | 306,900 | 268,500 | 216,000 |
| 4年以上5年未満 | 1年未満 | 306,900 | 268,500 | 216,000 |
| 5年以上6年未満 | 1年未満 | 306,900 | 268,500 | 216,000 |
| 6年以上7年未満 | 1年未満 | 306,900 | 268,500 | 216,000 |
| 7年以上8年未満 | 1年未満 | 306,900 | 268,500 | 216,000 |
| 8年以上9年未満 | 1年未満 | 306,900 | 268,500 | 216,000 |
| 9年以上10年未満 | 1年未満 | 306,900 | 268,500 | 216,000 |
| 10年以上11年未満 | 1年未満 | 306,900 | 268,500 | 216,000 |
| 11年以上12年未満 | 1年未満 | 306,900 | 268,500 | 216,000 |
| 12年以上13年未満 | 1年未満 | 306,900 | 268,500 | 216,000 |
| 13年以上14年未満 | 1年未満 | 306,900 | 268,500 | 216,000 |
| 14年以上15年未満 | 1年未満 | 306,900 | 268,500 | 216,000 |
| 15年以上16年未満 | 1年未満 | 306,900 | 268,500 | 216,000 |
| 16年以上17年未満 | 1年未満 | 302,500 | 264,500 | 212,700 |
| 17年以上18年未満 | 1年未満 | 298,100 | 260,500 | 209,400 |
| 18年以上19年未満 | 1年未満 | 293,700 | 256,500 | 206,100 |
| 19年以上20年未満 | 1年未満 | 289,300 | 252,500 | 202,800 |
| 20年以上21年未満 | 1年未満 | 284,900 | 248,500 | 199,500 |
| 21年以上22年未満 | 1年未満 | 273,000 | 238,600 | 192,200 |
| 22年以上23年未満 | 1年未満 | 260,800 | 228,500 | 184,700 |
| 23年以上24年未満 | 1年未満 | 249,000 | 218,800 | 177,700 |
| 24年以上25年未満 | 1年未満 | 237,100 | 208,800 | 170,300 |
| 25年以上26年未満 | 1年未満 | 225,100 | 198,900 | 163,100 |
| 26年以上27年未満 | 1年未満 | 210,000 | 185,200 | 152,000 |
| 27年以上28年未満 | 1年未満 | 195,200 | 171,800 | 141,400 |
| 28年以上29年未満 | 1年未満 | 180,300 | 158,400 | 130,600 |
| 29年以上30年未満 | 1年未満 | 165,100 | 144,700 | 119,500 |
| 30年以上31年未満 | 1年未満 | 147,800 | 129,800 | 108,000 |
| 31年以上32年未満 | 1年未満 | 130,400 | 114,800 | 96,200 |
| 32年以上33年未満 | 1年未満 | 113,300 | 100,100 | 84,800 |
| 33年以上34年未満 | 1年未満 | 82,800 | 75,300 | 65,300 |
| 34年以上35年未満 | 1年未満 | 55,000 | 52,500 | 47,500 |

備考 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。

2 この表において「1種」とは第2条第1号の職を占める職員、「2種」とは同条第2号の職を占める職員、「3種」とは同条第3号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

◎佐賀県人事委員会規則第四十三号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年佐賀県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「百分の百四十」を「百分の百五十」に、「百分の百八十」

を「百分の百九十」に改め、同条第二号中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の九十」を「百分の百」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特地勤務手当等支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

◎佐賀県人事委員会規則第四十四号

特地勤務手当等支給規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等支給規則（昭和四十五年佐賀県人事委員会規則第三十三号）

の一部を次のように改正する。

第三条第三項に次の一号を加える。

三 前項各号に定める日が平成十七年四月一日から同年十一月三十日までの

間にある職員 同項中「に受けっていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成十七年佐賀県条例第六十八号）の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

第四条第三項に次の一号を加える。

三 給与条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日が平成十七年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員 前項中「受けていた」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成十七年佐賀県条例第六十八号）の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 東部工業用水道事項

◎佐賀県東部工業用水道規程第二号

佐賀県東部工業用水道に勤務する職員の給与及び旅費に関する規程（昭和四十三年佐賀県東部工業用水道規程第七号）の一部を次のように改正する。

平成十七年十二月一日

佐賀県知事 古 川 康

第八条の二の表を次のように改める。

| 七 | 六 | 五 | 四 | 三 | 二 | 一 | 号給 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 九一一、 ○○○ | 七七九、 ○○○ | 六六六、 ○○○ | 五八三、 ○○○ | 五一三、 ○○○ | 四五六、 ○○○ | 四〇三、 ○○○ | 給料月額 (円) |

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第2条関係）

行政職給料表

| 職員の区分 | 職務の級 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 | 9級 | 10級 | 11級 |
|----------|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 号給 | 給料月額 |
| 再任用職員 | 1 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 2 | — | — | 183,800 | 217,500 | 235,000 | 255,500 | 274,700 | 295,800 | 329,200 | 366,700 | 414,600 |
| | 3 | 134,000 | 170,200 | 190,800 | 225,500 | 243,900 | 264,300 | 283,900 | 305,800 | 341,200 | 378,700 | 428,700 |
| | 4 | 138,400 | 176,800 | 198,000 | 233,900 | 252,900 | 273,300 | 293,300 | 315,800 | 353,000 | 390,900 | 443,000 |
| | 5 | 142,800 | 183,800 | 205,000 | 242,800 | 261,500 | 282,400 | 303,100 | 326,100 | 364,800 | 403,000 | 457,200 |
| | 6 | 148,000 | 189,600 | 212,600 | 251,700 | 270,000 | 291,400 | 312,800 | 336,500 | 376,300 | 415,300 | 471,100 |
| | 7 | 153,800 | 194,900 | 220,400 | 260,100 | 278,600 | 300,600 | 322,600 | 346,800 | 387,700 | 427,200 | 485,000 |
| | 8 | 159,700 | 200,000 | 228,300 | 268,500 | 287,100 | 309,900 | 332,500 | 356,600 | 399,100 | 439,000 | 498,800 |
| | 9 | 166,000 | 205,100 | 235,700 | 276,800 | 295,500 | 319,100 | 342,100 | 366,100 | 410,700 | 450,200 | 512,600 |
| | 10 | 170,600 | 210,000 | 242,100 | 284,900 | 303,900 | 328,400 | 351,500 | 375,400 | 422,100 | 461,200 | 526,400 |
| 用職員以外の職員 | 11 | 174,000 | 214,400 | 248,400 | 292,700 | 312,200 | 337,600 | 360,700 | 384,700 | 432,800 | 471,800 | 540,200 |
| | 12 | 177,000 | 218,800 | 254,600 | 300,400 | 320,100 | 346,800 | 369,700 | 394,000 | 442,500 | 481,300 | 551,300 |
| | 13 | 179,700 | 223,000 | 260,100 | 307,700 | 327,500 | 356,000 | 378,300 | 403,200 | 451,900 | 490,000 | 558,300 |
| | 14 | 182,200 | 227,300 | 265,600 | 314,600 | 334,900 | 364,900 | 386,700 | 411,800 | 459,600 | 497,400 | 565,200 |
| | 15 | 184,200 | 230,500 | 270,600 | 321,400 | 342,000 | 373,500 | 393,700 | 419,700 | 466,000 | 504,200 | 571,100 |
| 外の職員 | 16 | 186,200 | 233,400 | 275,700 | 327,400 | 347,500 | 381,000 | 399,200 | 425,500 | 472,400 | 508,600 | 575,700 |
| | 17 | 187,800 | 236,500 | 280,200 | 333,000 | 352,200 | 386,500 | 403,900 | 431,100 | 476,900 | | |
| | 18 | 239,400 | 284,200 | 336,600 | 356,200 | 391,500 | 408,100 | 434,900 | 481,200 | | | |
| | 19 | 242,300 | 287,900 | 339,900 | 359,500 | 394,900 | 411,500 | 438,500 | 485,300 | | | |
| | 20 | 244,100 | 291,100 | 342,900 | 362,300 | 398,400 | 415,200 | 442,400 | | | | |
| 再任用職員 | 21 | | 293,400 | 345,200 | 365,200 | 401,800 | 418,700 | 446,000 | | | | |
| | 22 | | 295,200 | 347,400 | 367,700 | 405,200 | 422,200 | 449,600 | | | | |
| | 23 | | 297,200 | 349,700 | 370,200 | 408,500 | 425,700 | | | | | |
| | 24 | | 299,100 | 351,900 | 372,700 | 411,900 | | | | | | |
| | 25 | | 301,100 | 354,100 | 375,300 | 415,300 | | | | | | |
| | 26 | | 303,000 | 356,500 | 377,800 | | | | | | | |
| | 27 | | 304,800 | 358,700 | 380,400 | | | | | | | |
| | 28 | | 306,700 | 361,000 | | | | | | | | |
| | 29 | | 308,700 | 363,200 | | | | | | | | |
| | 30 | | 310,600 | | | | | | | | | |
| | 31 | | 312,500 | | | | | | | | | |
| | 32 | | 314,400 | | | | | | | | | |
| | | | 316,200 | | | | | | | | | |

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第二(第2条関係)

現業職給料表

| 職員の区分 | 職務の級 号 級 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 |
|-------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| 再任 | 1 | 円 — | 円 164,500 | 円 183,100 | 円 200,600 | 円 225,600 | 円 253,800 |
| | 2 | 円 120,200 | 円 171,200 | 円 189,000 | 円 206,600 | 円 232,500 | 円 261,000 |
| | 3 | 円 123,900 | 円 177,100 | 円 194,800 | 円 212,800 | 円 239,400 | 円 268,300 |
| | 4 | 円 127,700 | 円 183,100 | 円 200,500 | 円 219,300 | 円 246,500 | 円 276,300 |
| | 5 | 円 131,500 | 円 188,400 | 円 206,500 | 円 225,500 | 円 253,100 | 円 284,300 |
| | 6 | 円 135,600 | 円 193,300 | 円 212,700 | 円 232,200 | 円 259,900 | 円 292,500 |
| | 7 | 円 140,300 | 円 198,300 | 円 219,200 | 円 238,400 | 円 266,500 | 円 300,900 |
| | 8 | 円 145,100 | 円 203,600 | 円 225,000 | 円 244,200 | 円 272,700 | 円 309,000 |
| | 9 | 円 151,000 | 円 208,800 | 円 231,100 | 円 249,800 | 円 278,400 | 円 316,900 |
| | 10 | 円 157,000 | 円 213,800 | 円 236,900 | 円 255,600 | 円 283,800 | 円 324,400 |
| 用職 | 11 | 円 164,200 | 円 219,200 | 円 242,400 | 円 260,900 | 円 289,200 | 円 331,900 |
| | 12 | 円 170,900 | 円 224,200 | 円 248,000 | 円 266,000 | 円 294,500 | 円 338,900 |
| | 13 | 円 176,600 | 円 229,000 | 円 253,000 | 円 271,000 | 円 299,800 | 円 345,900 |
| | 14 | 円 182,100 | 円 233,800 | 円 258,100 | 円 275,900 | 円 304,700 | 円 351,900 |
| | 15 | 円 186,800 | 円 238,600 | 円 262,900 | 円 280,600 | 円 309,300 | 円 358,000 |
| 員以 | 16 | 円 191,200 | 円 242,700 | 円 267,400 | 円 285,300 | 円 313,800 | 円 363,900 |
| | 17 | 円 195,600 | 円 246,700 | 円 272,100 | 円 289,200 | 円 318,000 | 円 369,500 |
| | 18 | 円 199,400 | 円 250,400 | 円 276,700 | 円 292,700 | 円 322,300 | 円 374,800 |
| | 19 | 円 203,000 | 円 253,600 | 円 281,000 | 円 295,900 | 円 326,300 | 円 379,700 |
| | 20 | 円 205,900 | 円 255,900 | 円 284,600 | 円 298,800 | 円 329,900 | 円 384,200 |
| 外の職員 | 21 | 円 208,900 | 円 258,000 | 円 287,200 | 円 301,600 | 円 333,300 | 円 388,600 |
| | 22 | 円 211,700 | 円 259,900 | 円 289,400 | 円 304,200 | 円 336,400 | 円 392,700 |
| | 23 | 円 214,500 | 円 261,200 | 円 291,700 | 円 306,900 | 円 338,800 | 円 395,900 |
| | 24 | 円 217,200 | 円 262,600 | 円 293,700 | 円 309,300 | 円 341,300 | |
| | 25 | 円 219,500 | 円 264,200 | 円 295,700 | 円 311,700 | 円 343,500 | |
| | 26 | 円 221,600 | 円 265,900 | 円 297,600 | 円 313,700 | 円 345,900 | |
| | 27 | 円 223,700 | 円 267,500 | 円 299,400 | 円 315,800 | 円 348,100 | |
| | 28 | 円 225,900 | 円 269,200 | 円 301,300 | 円 317,700 | | |
| | 29 | 円 227,800 | 円 270,700 | 円 303,100 | 円 319,900 | | |
| | 30 | 円 229,800 | 円 272,300 | 円 305,000 | 円 322,100 | | |
| | 31 | 円 231,700 | 円 273,900 | 円 306,800 | 円 324,100 | | |
| | 32 | 円 233,300 | 円 275,600 | | | | |
| | 33 | | 円 277,100 | | | | |
| 再任用職員 | | 円 192,700 | 円 204,200 | 円 211,500 | 円 227,800 | 円 253,100 | 円 285,900 |

備考 この表は、職員のうち現業職給与規則第二条に掲げる職務と同種の職務に従事する職員に適用する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。
(最高号給を超える給料月額の切替え等)

2 最高号給を超える給料月額の切替え等、この規程の施行の日前の異動者の号級等の調整及び職員が受けていた号給等の基礎については、佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成十七年佐賀県条例第六十八号）に基づく一般職員の例又は佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成十七年佐賀県規則第百三十五号）に基づく現業職員の例によるものとする。

申込先 購読料
一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年十二月一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川康行

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株古川総合印刷